

## 船舶保管施設等指定管理者指定申請にかかる質問に対する回答

### 【問1】<募集要項 1 (1)>

現在、漁業者や利用者・近隣住民とのトラブルや継続協議事項などあるか？

### 【答1】

現在はありません。

### 【問2】<募集要項 1 (1)>

過去に放置艇を発見・収容した実績はどの程度あるのか。

### 【答2】

直近においては、放置艇であった船舶を収容した実績はありません。

### 【問3】<募集要項 3>

当法人（NPO）に指定管理者の申請資格がありますか。無いとすれば、その理由を説明願いします。

### 【答3】

募集要項に記載のとおり、法人格の有無を問わず団体であることが資格事項の一つとなっておりますので、申請は可能です。なお、他の申請資格につきましては、指定管理申請後に本市にて調査を行う部分もありますので、本回答は、当該申請時点で申請資格を満たすことを約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

### 【問4】<募集要項 3 (4)>

募集要項4ページ3 (4)に「1名以上のクレーン運転士（5トン以上）の免許等を有し」とありますが、具体的なスペックを教えてください。

### 【答4】

現在、秋谷船舶保管施設で使用されている船舶昇降機は「無線操作式テルハクレーンの定格荷重2.8トン」となります。

### 【問5】<募集要項 5 (1) イ>

申請書類の中に、記入不能の項目があるのですが、処理方法を教えてください。

### 【答5】

記入不能の項目につきましては、理由書を別途提出してください。様式につきましては任意とします。

**【問6】<募集要項 5 (1) コ>**

申請時に必要な書類に提出できないものがありますが、処理方法を教えてください。

**【答6】**

提出できない書類につきましては、理由書を別途提出してください。様式につきましては任意とします。

**【問7】<募集要項 5 (1) シ>**

別添の特別講習修了書（社団法人神奈川労務安全衛生協会発行※）は、クレーンの運転士免許等かつ玉掛け作業者資格に該当しますか。

※「玉掛け技能講習修了証」、「床上操作式クレーン運転技能特例講習修了証」

**【答7】**

該当します。

**【問8】<募集要項 5 (2) カ>**

情報公開で、現在の指定管理者の申請書（過去分）の請求は可能ですか。

**【答8】**

申請書類は公文書公開請求の対象となりますので、請求は可能です。ただし、申請団体の概要や総得点等公開できない情報がありますので、あらかじめご了承ください。詳細は、募集要項の10ページ(2)アをご覧ください。

**【問9】<募集要項 9 (3) >**

保管施設使用料（保管料）は年間どれくらいの件数、金額で滞納者があるのか。

**【答9】**

保管料の年間における件数及び金額については、仕様書別紙4をご覧ください。なお、保管料は年度内ですべて回収できているため、現時点では滞納者はいません。

**【問10】<募集要項 9 (4) >**

現在、第三者への業務委託は行っているか。その場合の委託業務内容とは。

**【答10】**

施設の管理業務で一部第三者へ業務委託を行っている事例はありますが、内容に関しましては、現在の指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、公表は控えさせていただきます。

**【問 11】<募集要項 13 (2)・仕様書 別紙2>**

保守点検費用として昇降機90万円、ポートキャリア8万円とあるが、令和元年度収支計算書には計上されていないように見えるがどうか？

**【答 11】**

収支計算書に管理費の項目が記載されておりませんでした。なお、当該費用は、管理費として計上してください。

**【問 12】<募集要項 21 (1)>**

自主事業についての看板や広告はフェンスに掲示可能か。市の広報も使えるか。

**【答 12】**

自主事業の実施とセットという形で、あらかじめ市の承認が必要となります  
が、法令上問題がなく、承認できるものについては掲示可能です。

広報の使用に関しましては、本市が設定した広報の掲載基準があり、自主事業の内容により掲載の可否が分かれますので、その都度、本市と協議することとなります。

**【問 13】<募集要項 21>**

自主事業の具体的なものを教えてください（過去に実施されたもの）。

**【答 13】**

現在の指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、公表は控えさせていただきます。

**【問 14】<募集要項 別紙1・仕様書 3 (3) ケ>**

指定管理者に保険（保管物賠償・自動車管理賠償）加入義務があるが、盜難や駐車事故トラブルについて一般的に管理者責任はないという考え方で良いか。

**【答 14】**

一般的に、利用者に対し注意喚起を行い、市又は指定管理者に重大な過失があつた場合を除き、管理者責任はないと考えております。

**【問 15】<募集要項 別紙1>**

新型コロナ感染拡大による緊急事態宣言などで施設をクローズした期間があったのか。仮にその場合、契約者への保管料の返金などあるのか。

**【答 15】**

施設の立入制限の対象は契約者以外の一般利用者であり、宣言中であっても、指定管理者へ事前に申し出た場合に限り利用可能という形で運営しておりました。保管料の返金等の対応は行っておりません。

**【問 16】<募集要項 様式8>**

所在地区分申告書について、準市内事業者の要件について①の場合は記入欄があるが、②③については何も記入しなくてよいのか。

**【答 16】**

その通りです。

**【問 17】<募集要項 様式9>**

事業計画書の（8）（9）における「独自基準」の定義を教えてください。

**【答 17】**

本施設における独自基準は、漁港とプレジャーボート等が共存するという特殊な施設環境であることを踏まえて設定したものです。

(8) については、本施設は漁港内にあるため、漁業関係者が快適に利用できるよう、一般利用者を含めた施設利用者に対しマナーを遵守させ、環境に配慮した管理運営が行えるかどうかを問い合わせ、(9) については、漁業者と利用者の双方に対する安全を十分に意識した管理運営が行えるかどうかを問うものです。

**【問 18】<募集要項 様式10>**

実施予定表とありますが、もう少し具体的な記入方法を指示頂きたい。

**【答 18】**

実施予定表につきましては、申請団体から提出いただく事業計画書の中で、法令遵守や施設管理等についてご提案等をいただくこととなります。例えば、提案の中で、収入を〇%上げる等目標値を設定した場合は、「目標値設定項目」に、施設内で新規事業を検討することとした場合は、「検討項目」に、提案事項から抜粋するような形でそれぞれ記入してください。

**【問 19】<仕様書 3 >**

現契約者の方々の居住地域の割合を教えて頂きたい（市区町村）

**【答 19】**

具体的な市区町村の居住地域の割合につきましては、個人情報の関係上回答できませんが、市内居住と市外居住の割合は3：7です。

**【問 20】<仕様書 3 (1) イ>**

長期滞納者に対しての対応はどのように行っているのか。仮差しや競売まで行う場合は市と指定管理者のどちらが行うのか。

**【答 20】**

現時点では長期滞納者がいないため、本市で対応は行っていません。なお、使用料の強制徴収等、地方公共団体の長しか行うことができない行政処分については、本市が行うこととなります。これは、仮差しや競売についても同様です。

**【問 21】<仕様書 3 (3) >**

現在の人員体制はどうなっているか。（平日○名・週末△名・常駐？・雇用形態）

**【答 21】**

現在の指定管理者のノウハウに係る部分となりますので、公表は控えさせていただきます。

**【問 22】<仕様書 3 (4) オ>**

市と船舶保管施設使用者との連絡会とは。定期開催か。指定管理者の立ち位置は。

**【答 22】**

当施設を開設時、漁港内の施設利用について取り決めを行った際に開かれた会議です。定期開催ではありませんが、本市、漁業者、施設利用者間で、特に協議が必要となった時に開催する場合があります。なお、本連絡会は、前記会議以降は開催されておりません。指定管理者は、本連絡会の協議事項に基づき、指定管理業務を行っていくこととなります。

**【問 23】<仕様書 別紙 1>**

駐車場満車時、ヤード内に契約者の車両を無料で停めるとあるが、満車でないときにヤード内に停車する場合は有料か。また、年に何日程度満車になるのか。

**【答 23】**

満車でないときは、ヤード内に停車させることはできませんので、駐車場へ停車させるようしてください。駐車場が満車となる日数については、年に数日程度です。なお、収容可能台数である 27 台を超える日数は、年に 21 日（令和元年度実績）となります。

**【問 24】<仕様書 別紙 2>**

令和元年度収支計算書において、保険料の欄に保管物賠償責任保険がないが義務ではないのか。

**【答 24】**

保管物賠償責任保険については、必ず加入することとなっております。なお、本収支計算書の保険料の備考欄は、いくつか種類のある保険のうちの一部を示したものであり、全てを記載したものではありませんが、わかりにくいくらいがありましたこと、お詫び申し上げます。

**【問 25】<仕様書 別紙 2>**

修繕費・燃料費に社用車とあるが、指定管理と関係ないように思えるが認められるのか。経費使用範囲の定義を教えて頂きたい。

**【答 25】**

本件に関しては、管理業務に必要な費用として認められる内容のものであるため、問題ありません。

また、経費使用範囲の定義は特にありませんが、本施設の管理計画を策定するにあたっては、施設管理に必要な部分を十分に精査した上で、収支計画書にて計上いただきますようお願いします。